

## ○名寄市移住体験等事業実施要綱

### (目的)

第1条 名寄市移住促進事業の一つとして、名寄市（以下「市」という。）への移住を希望又は検討している者（以下「移住希望者」という。）が市に滞在し、移住を検討するうえで必要な情報収集又は体験等（以下「移住体験等」という。）を通じて、市への移住に繋げることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、名寄市移住促進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、移住希望者で、協議会が出展又は開催する相談会及びイベントへの参加並びに移住ワンストップ窓口を利用した者で、市外に居住する者（配偶者を含む。）とする。

### (移住体験等の内容)

第4条 移住体験等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 暮らしに関するもの
- (2) 住まいに関するもの
- (3) 仕事に関するもの

2 移住体験等の日数は、平日を含む3日以内とし、前項のうち2項目以上の移住体験等を行うものとする。

### (移住体験等の受入期間)

第5条 移住体験等の受入期間は、毎年5月から翌年2月までの間とし、1組当たり年1回までとする。ただし、令和2年度の受入期間は、6月から翌年2月までとする。

### (移住体験等の申込み)

第6条 移住体験等を希望する者は、移住体験等申込書（別記様式第1号）に居住地を証明できる書類（運転免許証の写し等）を添えて、移住体験等を希望する最初の日の1か月前までに会長に提出しなければならない。

（移住体験等受入の決定）

第7条 会長は、前条により移住体験等申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受入れすべきものと決定したときは、速やかに移住体験等受入決定通知書（別記様式第2号）により申込みした者に通知するものとする。

（宿泊施設の提供）

第8条 会長は、体験者（配偶者を含む。）に対し、滞在中の宿泊施設について2泊を限度として提供するものとする。

（傷害保険の加入）

第9条 会長は、第7条により決定した者の受入期間中の事故に適用する傷害保険に加入するものとする。

（受入報告及び体験報告）

第10条 移住体験等の終了後において、移住体験等受入者にあつては移住体験等受入報告書（別記様式第3号）を、移住体験者にあつては移住体験等報告書（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第3号（第10条関係）

別記様式第4号（第10条関係）